

2022年10月

データ越境安全評価弁法及びその仮訳のご紹介

近年、中華人民共和国（以下「中国」といいます。）では、インターネット空間及びデータに規制に関する法体系の構築が進められており、2017年からサイバーセキュリティ法、データ安全法及び個人情報保護法（以下合わせて「データ三法」といいます。）が相次いで施行されています。これらの法律では、中国当局がデータ及び個人情報の越境（域外提供）を厳格に規制する方針を示しており、特にサイバーセキュリティ法及び個人情報保護法では、データ及び個人情報（以下合わせて「データ」といいます。）の域外提供に対する規制方法として、データを域外に提供させる際に安全評価を行う必要があるとされています。もっとも、安全評価の方法や手続等に関する具体的な細則については、2017年から幾度にわたり意見募集稿が公開されていたものの施行に至っておらず、実務上、安全評価の実施については不明確な部分がありました。しかし、2022年7月7日、中国国家インターネット情報弁公室がデータ越境安全評価弁法（以下「本弁法」といいます。）を公布し、同年9月1日から施行されることになりました。これにより、安全評価に対する実務上のルールが相当程度明確化されたと言えます。

本弁法は、直近の意見募集稿から一部の修正がなされ、全20条から構成されています。主に本弁法が適用されるデータ、安全評価を受けるべき対象、当局への申請方法が定められています。

本ニューズレターでは、実務上の重要性が高い本弁法について、仮訳を掲載するとともに、各条項のポイントをご紹介します。

1 本弁法の概要及びポイント

(1) 適用されるデータの範囲

本弁法は安全評価の対象となるデータの範囲を定めています。つまり、本弁法は、データ取扱者が中国国内において運営上収集及び発生した**重要**

データⁱⁱ及び**個人情報**を域外提供する際に安全評価を実施する場合に適用されると規定しており(2条)、越境移転に伴い安全評価を受けるべきデータを重要データと個人情報の2つに絞っています。

(2) 安全評価の対象

本弁法は安全評価の対象を主に重要データと個人情報に絞ったうえで、安全評価を行うべき場合として、次の4つを規定しています(4条)。

- ① 重要データの域外提供
- ② 重要情報インフラ運営者または100万人以上の個人情報を取り扱うデータ取扱者による個人情報の域外提供
- ③ 前年1月1日から累計10万以上の個人情報又は1万以上のセンシティブ個人情報を域外に提供したデータ取扱者による個人情報の域外提供
- ④ その他国家インターネット情報部門が安全評価を必要とする場合

(3) 自己評価

本弁法によれば、データ取扱者は当局に対して安全評価を申請する前に、データ越境のリスクについて、まずは自己評価を行わなければならない(5条)、かつ、安全評価の申請資料として自己評価報告を提出する必要があります(6条)。

また、自己評価は以下の項目を含まなければならないとされています。

自己評価項目	
①	データの越境及び域外受領者のデータ取扱の目的、範囲、方法等の適法性、正当性、必要性。
②	越境するデータの規模範囲、種類、センシティブ度、データ越境が国家安全、公共利益、個人又は組織の適法な権益にもたらすリスク。

【監修者】 [パートナー弁護士 日野 真太郎](#)

【執筆者】 [弁護士 池野 幸祐](#)

【執筆者】 [中国律師 常 偉](#)

本ニューズレターは法的助言を目的するものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、弁護士の助言を求めて頂く必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所又は当事務所のクライアントの見解ではありません。本ニューズレターの発送中止のご希望、ご住所、ご連絡先の変更のお届け、又は本ニューズレターに関する一般的なお問合せは、下記までご連絡ください。

北浜法律事務所・外国法共同事業 ニュースレター係
(TEL: 06-6202-1088 E-mail: newsletter@kitahama.or.jp)

〔大阪〕北浜法律事務所・外国法共同事業
〒541-0041 大阪市中央区北浜 1-8-16 大阪証券取引所ビル
TEL 06-6202-1088(代)/FAX 06-6202-1080・1130・9550

〔東京〕弁護士法人北浜法律事務所東京事務所
〒100-0005 東京都千代田区丸の内 1-7-12 サピアタワー14F
TEL 03-5219-5151(代)/FAX 03-5219-5155

〔福岡〕弁護士法人北浜法律事務所福岡事務所
〒812-0018 福岡市博多区住吉 1-2-25
キャナルシティ・ビジネスセンタービル4F
TEL 092-263-9990/FAX 092-263-9991

<http://www.kitahama.or.jp>

③	域外受領者が負うべき責任義務及び当該責任義務を履行するための管理及び技術措置、能力などがデータ越境の安全を保障できるか。
④	データ越境中及び越境後改ざん、破壊、漏洩、紛失、移転又は違法に取得され、違法に利用等されるリスク、個人情報権益を守るためのルートが確保されているか否か等。
⑤	域外受領者と締結予定のデータ越境に関する契約又はその他法的効力を有する書類等（以下「法律書類」という。）においてデータ安全保護責任及び義務が十分に規定されているか。

これらの項目だけ見ても、データ取扱者において、当局に対する安全評価の申請前の段階で自己評価のためのデータの洗い出しや整理等に大量の作業が発生することが予想されます。

(4) 安全評価の申請手続

本弁法の 4 条に定める事由に該当する場合、データ取扱者は、自己評価のみならず当局に対して安全評価を申請することが義務付けられています。具体的な申請手続として資料審査（6 条）及び現場審査（12 条）が行われるとされていますが、現場審査が具体的にどのように行われるか本弁法では特に明記されていませんが、重点的に審査される評価項目（8 条）を見る限り、実際に当局が企業の現場に赴き、審査が行われるものと予想されます。

現場審査が行われる場合、データ取扱者は当局と事前のスケジュール調整、当日の対応等を相談し、詳細に検討する必要がありそうです。当局に対する安全評価の申請手続の項目については以下になります。

項目	内容
申請先 (担当部門)	所在の省レベルのインターネット情報部門
申請書類	①申請書 ②データ越境リスク自己評価報告書 ③データ取扱者と域外受領者において締結予定の法律書類 ④安全評価業務に必要とするその他の資料
所要時間	①書類申請後、当局は 5 日以内に書類を確認する（7 条）。 ②当局からの資料受理通知書発行後、45 日以内に評価が行われる(状況に応じて適宜延長することができる。12 条)

評価の有効期限	2 年間 有効期限が満了する 60 営業日前までに改めて評価申請する（14 条）
---------	---

(5) 是正の猶予期間

本弁法の施行（2022 年 9 月 1 日）前にすでに展開されたデータ越境活動が本弁法の定めに適合しない場合、本弁法の施行から 6 カ月以内に是正すべきとされています。

つまり、本弁法の適用を受ける場合、2023 年 2 月末までに本弁法に従って自己評価を行い、かつ、当局に安全評価申請を行う必要があると考えられる点に留意が必要です。

以上

2 データ越境安全評価弁法仮訳

データ越境安全評価弁法仮訳

第一条 データ越境活動を規範し、個人情報権益を保護し、国家安全及び社会公共利益を維持し、データ越境の安全、自由移動を促進するため、「中華人民共和国サイバーセキュリティ法」（中華人民共和国网络安全法）、「中華人民共和国データ安全法」（中華人民共和国数据安全法）及び「中華人民共和国個人情報法」（中華人民共和国个人信息保护法）等の法律法規に従い、本弁法を制定する。

第二条 データ取扱者が、中華人民共和国国内における運営上収集及び発生した重要データ及び個人情報の域外提供の安全評価について、本弁法を適用する。法律、行政法規に別途定めがある場合、それに従う。

第三条 データ越境安全評価は事前評価と継続監督の組み合わせ、及びリスク自己評価と安全評価の組み合わせを堅持することでデータ越境の安全リスクを防ぎ、データが法に基づき秩序をもって自由に移動することを保障する。

第四条 データ取扱者が国外に提供するデータが以下のいずれかの場合、当該データ取扱者は所在地の省レベルのインターネット情報部門を通じて、国家インターネット情報部門に対してデータ越境安全評価の申請を行わなければならない。

- (一) データ取扱者が域外に対して重要データを提供する場合
- (二) 重要情報インフラ運営者及び取扱う個人情報が100万人以上のデータ取扱者が個人情報を域外提供する場合
- (三) 前年1月1日から累計10万以上の個人情報又は1万以上のセンシティブ個人情報を域外に提供したデータ取扱者が域外に個人情報を提供する場合
- (四) 国家インターネット情報部門の規定するその他のデータ越境安全評価が必要な場合

第五条 データ取扱者がデータ越境安全評価を申請する前に、データ越境リスク自己評価を行わなければならない。以下の事項を重点的に評価しなければならない。

- (一) データの越境及び域外受領者のデータ取扱の目的、範囲、方法等の適法性、正当性、必要性
- (二) 越境するデータの規模範囲、種類、センシティブ度、データ越境が国家安全、公共利益、個人又は組織の適法な権益にもたらすリスク

(三) 域外受領者が負うべき責任義務及び当該責任義務を履行するための管理及び技術措置、能力などがデータ越境の安全を保障できるか

(四) データ越境中及び越境後改ざん、破壊、漏洩、紛失、移転又は違法に取得され、違法に利用等されるリスク、個人情報権益を守るためのルートが確保されているか否か等

(五) 域外受領者と締結予定のデータ越境に関する契約又はその他法的効力を有する書類等（以下「法律書類」という。）においてデータ安全保護責任及び義務が十分に規定されているか

第六条 データ越境安全評価の申請には、以下の資料を提出しなければならない。

- (一) 申請書
- (二) データ越境リスク自己評価報告
- (三) データ取扱者と域外受領者において締結予定の法律書類
- (四) 安全評価業務に必要とするその他の資料

第七条 省レベルのインターネット情報部門は申請資料を受領後5営業日以内に完備性の検査を完了しなければならない。審査資料が揃っている場合、申請資料を国家インターネット情報部門に報告する。申請資料に不備がある場合、データ取扱者に返還し、かつ必要とする補充資料を一度に伝える。

第八条 データ越境安全評価は、データ越境活動が国家安全、公共利益、個人又は組織の適法な権益にもたらすリスクを重点的に評価するものであり、主に以下の事項が含まれる。

- (一) データ越境の目的、範囲、方法等の適法性、正当性、必要性
- (二) 域外受領者の所在国又は地域のデータ安全保護政策法令及びインターネット安全環境が越境データの安全に与える影響。国外受領者のデータ保護レベルが中華人民共和国の法律、行政法規の規定及び強制国家標準の要求に達しているか
- (三) 越境データの規模、範囲、種類、センシティブ度、越境中及び越境後の改ざん、破壊、漏洩、紛失、移転又は違法に取得され、違法に利用され、利用等されるリスク
- (四) データ安全及び個人情報権益が十分に有効に保障されるか否か
- (五) データ取扱者と域外受領者の締結予定の法律書類において、データ安全保護の責任及び義務が十分に約定されているか否か
- (六) 中国の法律、行政法規、部門規定の遵守状況

(七) 国家インターネット情報部門が評価に必要とするその他の事項

第九条 データ取扱者は、域外受領者と締結する法律書類においてデータ安全保護の責任及び義務が十分に約定されなければならない。少なくとも以下に掲げる内容を含まなければならない。

(一) データ越境の目的、方法及びデータの範囲、国外データ受領者のデータの利用用途、方法等

(二) データの国外における保存場所、期限及び保存期限、約定する目的に達し、又は法律書類終了後の越境データの処理措置

(三) 域外受領者が越境データを他の組織、個人に再移転を制限する場合の拘束性を有する条項

(四) 国外受領者の実質的支配権又は経営範囲が実質的に変更された場合、又は所在国及び地域のデータ安全保護政策法令及びインターネット安全環境の変化により及びその他不可抗力事情によりデータ安全が確保できない場合に講ずべき安全措置

(五) 法律書類の定めへの違反によるデータ安全保護義務へ挽回措置、違約責任及び紛争解決方法

(六) データ越境により、破壊、漏洩、紛失、移転又は違法に取得され、違法に利用等されるリスクが発生した場合、適切な応急措置を講じる要求及び個人が個人情報権益を保護するためのルート及び方法の確保を保障すること

第十条 国家インターネット情報部門は、申請を受理した後申請状況に応じて、国务院関連部門、省レベルインターネット情報部門、専門機関等を組織して安全評価を行う。

第十一条 安全評価において、データ取扱者の提出する申請資料が要求に適合しないことを発見した場合、国家インターネット情報部門補充又は修正を要求することができる。データ取扱者が正当な理由なく補充又は修正しない場合、国家インターネット情報部門は安全評価を終了することができる。

データ取扱者は提出する資料の真実性に責任を負い、故意に虚偽の資料を提供した場合、評価不合格として扱い、法に従い相応の法的責任を追及する。

第十二条 国家インターネット情報部門は、データ取扱者が書面による受理通知書を発行した日から 45 営業日以内にデータ越境安全評価を完了する。状況が複雑又は資料の補充、修正が必要な場合は、適宜延長することができ、かつデータ取扱者に予定する延期時間を伝える。評価結果は書面形式でデータ取扱者に通知する。

第十三条 データ取扱者が評価結果に対して異議がある場合、評価結果を受領した日より 15 営業日以内に国家インターネット情報部門に対して再審を申立て、再審結果を最終結論とする。

第十四条 データ越境評価結果の有効期限は 2 年間である。評価結果が下された日から計算する。有効期限内に以下の事由が発生した場合、データ取扱者は改めて評価を申請しなければならない。

(一) 域外にデータを提供する目的、方法、範囲、種類及び域外受領者の用途、方法が変化し越境データの安全に影響を与える場合、又は個人情報及び重要データの域外保存期間を延長する場合

(二) 域外受領者の所在する国又は地域のデータ安全保護政策法令又はインターネット安全環境に変化が発生し、データ取扱者又は域外受領者の実質的支配権が変化した場合、データ取扱者と国外受領者の法律書類が変更するなどデータ越境安全に影響を与える可能性がある場合

(三) 越境データの安全に影響を及ぼすその他の状況有効期限が満了した後、データを引き続き越境して活動する必要がある場合、データ取扱者は有効期限が満了する 60 営業日前までに改めて評価申請を行わなければならない。

第十五条 安全評価業務に参加する関連機構及び担当者は、業務履行において知り得た国家秘密、個人プライバシー、営業秘密、秘密保持のビジネス情報等のデータに対して法に基づき秘密を保持しなければならない、漏洩又は他人に違法に提供し、違法に使用してはならない。

第十六条 いかなる組織及び個人もデータ取扱者が本弁法の規定に違反しデータを越境提供したことを発覚した場合、省レベル以上のインターネット情報部門に告発することができる。

第十七条 国家インターネット情報部門は、すでに評価に合格したデータ越境活動が実際の取扱いにおいてデータ越境安全管理要求に適合しないことが発覚した場合、書面にてデータ取扱者にデータ越境活動の終了を通知しなければならない。データ取扱者は、引き続きデータ越境活動を行う必要がある場合、要求に従い是正し、かつ是正後に改めて評価を申請しなければならない。

第十八条 本弁法の規定に違反した場合、「中華人民共和国サイバーセキュリティ法」、「中華人民共和国データ安全法」、「中華人民共和国個人情報法」等の法律法



規に従い処理する。犯罪を構成する場合は、法に基づき刑事責任を追及する。

第十九条 本弁法でいう重要データとは、改ざん、破壊、漏洩、紛失、又は違法に取得され、違法に利用等されることにより、国家の安全、経済運営、社会安定、公共健康及び安全等に危害を与える可能性のあるデータである。

ⁱ 香港、澳門及び台湾は含まれません。

ⁱⁱ 本弁法によれば、「改ざん、破壊、漏洩、紛失、又は違法に取得され、違法に利用等されることにより、国家の安全、経済運営、社会安定、公共健康及び安全等に危害を与える可能性のあるデータ」とされています（20条）。

第二十条 本弁法は2022年9月1日より施行する。本弁法の施行前にすでに展開されたデータ越境活動が本弁法の定めに適合しない場合、本弁法の施行から6カ月内に是正するものとする。